

## 9月一般質問答弁書

### Q 民生委員の活動について支援の拡充をすべきではないか？

#### 質問1回目

近年、民生委員や児童委員は多岐にわたり活動されています。民生委員の職務は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と民生委員法第1条に定められており、ときには土日も返上して地域住民の「身近な相談相手」であるとともに「支援へのつなぎ役」として大変重労働かつ重要な役割を果たされています。当町の民生委員・児童委員は現在14名の方が、厚生労働省から委嘱され、奈半利町民生児童委員協議会に所属し、活動されています。

民生委員の主な活動として、生活困窮者に対するセーフティーネットである生活保護の相談及び申請等や、高齢者世帯の見守り、大規模災害時に、援護が必要な「避難行動要支援名簿」に登録された方の実情把握や母子・父子家庭の相談等、まさに子供から高齢者まで全世代への支援をされているのが民生委員であると認識し、心よりリスペクトしている次第で御座います。

民生委員は法律により厚生労働省より委嘱された無報酬のボランティアですが、活動するための費用は県や市町村から補助金として支給されていると思いますが、県・奈半利町からの支給額を伺いたい。

#### 答弁者（住民福祉課長 井上 明）

寺村議員のご質問の「民生委員・児童委員に支援の拡充をすべきでは？」についてお答えいたします。

ただいまのご質問で、県及び奈半利町からの補助金額についてのご質問をいただきました。

寺村議員のご質問にありましたとおり、現在、奈半利町では14名の民生委員児童委員の方に活動していただいております。

奈半利町民生児童委員協議会への補助金につきましては、協議会の予算におき

まして、歳入は、高知県からの補助金と町からの補助金が主なものとなっております。

このうち、高知県からの補助金につきましては、委員手当として委員1名につき年額59,000円、会長手当として各市町村一律に年額8,850円、活動費として各市町村一律に年額230,000円が協議会に補助されることとなっております。平成30年度決算では、奈半利町民生児童委員協議会に対しまして、1,064,850円が交付されております。これは県内市町村とも同じ算定方法となっておりますが、委員手当が委員数に応じた金額となることから、委員の多い市町村ほど金額が大きくなっております。

奈半利町からの補助金といたしましては、現在、年額280,000円の補助を行っております。これは、町単独の補助金となっております。

## 質問2回目

只今、担当課長より答弁を受けましたが、その内訳を見てみると、県から活動費補助金として1人あたり年額59,000円である。この金額は高知県内の市町村におきましては全て同額と成ります。他方で、別途各市町村より民生委員児童委員協議会補助金として支給されている。奈半利町は現在280,000円の補助を行っている。平成16年までは480,000円、平成17年からは240,000円に減額。その理由は当時「三位一体」の改革によるものであると推測致します。

また、平成28年に2名の補充があった為280,000円に増額されている。単純計算で1名あたり年間20,000円の計算になる。そこで、他町村との比較をしてみると大きな差異があることが調査により明らかに成りました。まず近隣の町村との比較（中芸5町村）ですが、結果として当町の補助金は他町村に比べ、非常に少ないと思うが見解を伺う。

## 答弁者（住民福祉課長 井上 明）

寺村議員の2回目のご質問にお答えいたします。

他町村との比較で、当町の補助金額が少ないというご質問をいただきました。安芸郡下の近隣町村の状況について調査をいたしましたところ、それぞれの町

村において県補助金とは別に単独の補助が行われておりました。

安芸郡下の委員一人当たりの補助金額の比較をしてみますと、寺村議員のご質問にもありましたとおり、奈半利町が最も低く、次に低い町村とは約 15,000 円、金額の多い町村とは約 55,000 円の差となっております。また、歳出におきましては、奈半利町民生児童委員協議会では、毎月の定例会への出務報償費や年間活動費のほか需用費などの事務費が主なものとなっておりますが、他町村の活動内容を見てみますと、日々の活動費に加えて県連合会やブロック会の総会や研修会等への参加に対する支援も見られたところでございます。

### 質問 3 回目

執行部がよく近隣町村を参考に決定しましたと答弁しますが、民生委員児童委員協議会に関しては、近隣町村を参考にしていないことが明白になったと思います。民生委員児童委員の活動には町民をはじめ、私議員としても敬意を表するところで御座います。また当然行政も同じ思いであろうと認識しております。この様な現状を踏まえ、行政として近隣町村との大きな差異を解消する為にも支援の拡充をすべきと考えるが、町長の見解を伺う。

### 答弁者（町長 竹崎 和伸）

寺村議員の 3 回目のご質問にお答えいたします。

近隣町村との差異解消のため支援拡充をすべきとのご質問にお答えします。民生委員児童委員には住民の最も身近なところで活動する地域福祉の中心的な担い手として、大変重要な役割を果たしていただいております。

乳児から高齢者まで、福祉の問題が複雑多様化する中で、民生委員児童委員の重要性はますます大きくなってきており、日々の相談、訪問活動など負担が増えているもの事実であります。また、中芸地区と比較して当町が一番少ないのが現実で、その要因は三位一体の改革で減額となってそのまま来ている。それによって、民生委員の活動が阻害されることがあってはならないと思っております。活動費の支援拡充ということにつきましては、近隣町村の活動内容等を参考に、当町の民生児童委員協議会とも協議を行い、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。